

## 和泉市訓令

福祉部福祉総務課

和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議設置運営要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日

和泉市長 辻 宏 康

和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議設置運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、和泉市地域福祉基本・活動計画の円滑な実施に向けた和泉市地域福祉基本・活動計画連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(所管事項)

第 2 条 連絡会議は、和泉市地域福祉推進協議会及び和泉市福祉でまちづくり委員会における課題等を共有し、和泉市地域福祉基本・活動計画の推進に資するために必要な情報収集や調整及び意見交換などを行う。

(組織)

第 3 条 連絡会議の構成は、以下に掲げる者で構成する。

- (1) 別表に定める関係各課（室）の長及びその長が指名した者
- (2) 和泉市社会福祉協議会の長及びその長が指名した者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会議)

第 4 条 連絡会議は、必要に応じて事務局が招集する。

(事務局)

第 5 条 連絡会議の事務局は、和泉市福祉部福祉総務課に置く。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、連絡会議において定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

|         |            |
|---------|------------|
| 市長公室    | 広報・協働推進室   |
| 総務部     | 人権・男女参画室   |
| 環境産業部   | 環境政策室      |
| 福祉部     | 福祉総務課（事務局） |
|         | 高齢介護室      |
|         | 障がい福祉課     |
|         | 生活福祉課      |
| 市民生活部   | くらしサポート課   |
| 子育て健康部  | 子育て支援室     |
|         | 健康づくり推進室   |
| 教育・こども部 | 学校教育室      |
| 消防本部    |            |